

衆議院 環境委員会 議 録 第 十 三 号

平成二十二年五月二十五日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 樽床 伸二君

理事 太田 和美君 理事 木村たけつか君

理事 橋本 博明君 理事 山花 郁夫君

理事 横光 克彦君 理事 江田 康幸君

理事 石田 三示君 理事 大谷 信盛君

川越 孝洋君 工藤 仁美君

榑淵 万里君 小林千代美君

齋藤やすのり君 田島 一成君

田名部匡代君 玉置 公良君

村上 史好君 森岡洋一郎君

矢崎 公二君 山崎 誠君

吉川 政重君 吉泉 秀男君

環境大臣

環境副大臣

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

政府参考人

(環境省総合環境政策局長)

環境委員会専門員

委員の異動

五月二十一日

辞任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

提出第五五号(参議院送付)

まゝ、環境影響評価が果たすべき機能や評価技術

をめぐる状況の変化への対応が求められておりま

す。

これに関しては、法附則第七条において、「政

府は、この法律の施行後十年を経過した場合にお

いて、この法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とする。」こととされており、また、平成十八年四

月に閣議決定した第三次環境基本計画において

も、法の施行の状況について検討を加え、法の見

直しを含め必要な措置を講ずることとされている

ところです。

こうした状況を踏まえ、法の施行後の状況の変

化及び法の施行を通じて明らかになった課題等に

対応するため、本法律案を提出した次第でありま

す。

次に、本法律案の主な内容につきまして、御説

明申し上げます。

第一に、対象事業の範囲の拡大についてであり

ます。

法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付

を受けて実施される事業を追加しております。

第二に、事業計画の立案段階における環境保全

のために配慮すべき事項についての検討手続の新

設についてであります。

第一種事業を実施しようとする者は、方法書手

続の実施前に、事業計画の立案段階における環境

影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環

境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表

等を行わなければならないこととしております。

第三に、環境影響評価書に記載された環境保全

措置等に係る公表手続の新設についてであります。

事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等

に関し、報告書を作成し、公表及び許可認可等権者

に提出することとしております。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣

府提出第五五号)

環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣

への送付を行わなければならないこととしております。環境大臣は許可等権者に意見を述べるることができることとし、許可等権者は事業者に対し意見を述べるができることとしております。

その他の改正事項として、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等所要の措置を講ずることとしております。以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○梅床委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○梅床委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として環境省総合環境政策局長白石順一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梅床委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○梅床委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玉置公良君。

○玉置委員 おはようございます。玉置公良でございます。

自民党の皆さん方が御審議に参加されていないのは大変残念でございますけれども、今から質問に入ってまいりたいと思います。

まず、環境影響評価法の改正についてでございますけれども、今、大臣の方から意義について申されました。

実は、隣の中国の上海でも今、万博が始まっています。聞きますと、空港から上海市内まで二

アを建設するときに、騒音とか磁気で健康被害が心配されて反対運動が起こった。そうした中で環境アセスメントがされまして、一部は地下に潜ってリニアが走っているというのを聞きました。

そういった意味においても大変な法案でありますし、さらには、先般、地球温暖化対策基本法が衆議院で可決されましたが、それと同様、この環境アセスについても、大変大事な、日本がやはり世界をリードしていくような、そういう法案にしていかなくちやならぬと私は思っております。

そこで、具体的に聞いていきたいと思っておりますけれども、まず一つは、この間、二月の二十二日に中央環境審議会が出しました答申によりまして、環境影響評価に関する情報の発信と整備という項目の中で、自然環境に関する基礎的情報については現状では質及び量が必ずしも十分ではなく、その整備強化が求められておるとのこと、もう一つは、環境情報を国においてデータベースとして収集することにより、他の事業者、地方公共団体や地域住民が、環境影響評価の実施に当たって当該情報を利用できるような仕組みを検討すべきだ、その際、専門性を有する人材の育成も求められる、こんな答申が出されております。

きょうの質問は、環境影響評価を行っていくにしても、一番大事なのはやはり環境調査とか情報だと思っております。そこで、まず環境大臣にお聞きをしたいのは、国を挙げてこういった環境情報、環境調査にこの機会にもっともっと取り組んでいくべきだと私は思っておりますけれども、この中央審議会の答申も含めて御認識をお伺いしたいと思っております。

○小沢国務大臣 確かに、委員御指摘のような基礎的調査の必要性はあろうかと思っております。そういった意味では委員の御指摘のような危惧というものもあるわけですが、一般的には地形とかそういったものは短期でそれほど変わるものではない、こういうことが基本的な原因だ、こういうふうには思っておりますけれども、環境

に影響するそういった基礎的調査に関しては今後鋭意検討してまいりたい、こう思います。

○玉置委員 そこで、具体的に、大きくいつて二つほど聞いてまいりたいと思っております。

まず一つは、各省が行っている環境調査でありますけれども、その中の環境省が行っている自然環境保全基礎調査についてまず聞きたいと思っております。

まず、一九七三年から五年ごとにこれは行っており、緑の国勢調査とも言われておりますけれども、一九八七年以降、地形とか地質については調査を行っていない、また土についてもやっておらない、そういうことを聞いております。その理由と、さらには、継続してこそ環境データベースというものが生まれてくるわけですけれども、その点について一つはお伺いしたい。

もう一つは、いわゆる縦割り行政の中で各省が環境調査を行っています。一つは、例えば国土交通省では土壌汚染のマップ。さらに文部科学省では、衛星「だいち」で宇宙から土地利用や植生などの地球の素顔を観測する、こういったデータ。さらに農林水産省では農地とか林地の土壌調査や田んぼや水辺の生き物調査、こういったことがされておりますけれども、こちらについて、国家戦略として国を挙げて環境調査に取り組むことになってくれば、こういう各省庁を横断して、統合したデータをやはりつくっていくべきだと私は思っております。

この二点について、環境省はリーダーシップをとってやっていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○大谷大臣政務官 お答え申し上げます。

御案内のとおり、五年ごとに行っているわけですが、八七年以降、地形、地質に関してはやっていない。

それはやらなきゃいけないじゃないか、もともとやるべきじゃないかという御指摘だと思いますが、大臣がさきに御指摘いただきましたように、そう簡単に地形、地質が変わるようなことはな

く、それはカルデラやカルスト地形等、視覚的に特徴的なものがどういう分布になっているかというのを調べるのが調査の主な目的でありまして、毎年毎年やっても変わらないわけで、余りやらなくてもいいのかなと。

御懸念の、アセスをするときにそれで大丈夫なのかということですが、アセスをするときは、既に国や自治体等が作成した地形図や地質図等の既存情報をもとにしてやっておりますので、自然環境保全基礎調査というものが頻りに地質、地形においてはなされていくということがアセスにおいて障害になるようなことは決してないのかなというふうに思っております。

それからもう一つの、国家戦略としてということですが、おっしゃるとおり、それなりの努力はしてきたつもりですが、各省庁縦割りではなくて、もともともと一緒になってやっていくような取り組みをしていかなければならないというふうな思っておりますし、大臣のリーダーシップのもと、新しい政権でございますので、そこはしっかりと取り組んでいくようにしていきたいというふうに思っております。

○玉置委員 そこで、私は前回も土の問題を取り上げさせてもらいましたけれども、土壌のそういう調査の関係は大変大事だと思っておりますので、ここはちよっと突っ込んで質問をさせていただきます。

土は地球の宝宝箱。地下水なども土を通してミネラルが出てきておる。さらには、先般の委員会でも申しましたように、土は大気中のCO₂の約二倍を貯蔵しておる。これが破裂したらえらいことになる、地球がだめになる。こういった大きな役割をしてくれておる。

そういった中で、実は、今の環境アセスで使っている例えば農地とか林地とかの土壌地図については、皆さん方の手元にもありますけれども、これが真正正銘の五万分の一の、これで環境アセスの関係も参考にしていくということでありまして、けれども、私も最近老眼になってきたんですけれど

も、見えにくいのですよ。例えば、五万分の一であれば、百ヘクタールだったら大体小指ですよ。

林地とか農地とか市街地の土の色、地形となっておるんですけれども、これを見てほしいんですけれども、これは和歌山県の御坊の五万分の一の地図です。例えば林地、この「御坊」の下に、ほとんど黄色で見にくいんですけれども、林地のShi2と書いています。これが三本松峰二統、林地でいったらこういう名称らしいんです。そして、その周辺にKmiと書いていますけれども、これは農地です。上統と書いています、この分類は、こちらにも書いていますけれども、農地の黄緑色になっています。

しかし、実は、専門家に調べてもらったら、同じ土の性質なんです。だから、環境アセスをするといつても、こういった土が林地と農地で色も違ふし、そして名前も違う。専門家でなかったら、こんなので見分けられるはずがない。こんな状況なんです。

できればこのことについて一遍、環境大臣、どうですか、これでやっていけますか。

○小沢国務大臣 専門家でないとわからない、こういうおっしゃり方を委員もされたわけで、逆に言う専門家だとわかるのかな、こうも思っております。ただ、確かに私なんか老眼は進んでおりまして、少なくとも私にはなかなかこれは解説が難しいんだらうな、こういうふう思うところでございます。

何らかの工夫ができるのであれば、そういうことをやっていくこともあり得るのかな、こう思いました。

○玉置委員 ありがとうございます。

実は、環境大臣の言うとおりで、これは専門家もわかりにくい。私もこの問題についてはいろいろ調べましたけれども、例えばアメリカでは四十分の一なんです。そして、ウエブで全部紹介しておるんです。韓国では五十分の一なんです。

今から申し上げますことについて、実は林地と

農地で同じ土であれば、私は名前も一致してほしい色も一致してほしい。こういうことにぜひとも重点を置いてやってほしいということを今から質問したいと思うんです。

御存じのように、農地については全国でいえる五百二十万ヘクタール、さらに林地はその五倍らしいです。

そういった中で、きょうは大変お世話になっております舟山政務官が来ておられますので聞かせていただきますけれども、農地については、農林水産省も、土壌保全調査事業ということで、明治以来百三十七年間続いてずっとデータの蓄積をしてきてくれています。それをデジタル化して、そして公表していくというところまで進んでくると聞いております。

ところが、林地です。林地を私自身の方で調べてみた限りでは、国有林が約三割なんです、七百六十万ヘクタール。そこで、国有林の約三割は、農林水産省、国の方でいわゆるデジタル化をしておるといふことを聞いておりますけれども、公表はされていない。さらに、残る七割の民有地については都道府県の約二十三の府県がデジタル化を今進めておる。ところが、それは公表されていない。

しかし、これだけ一生懸命取り組んでいる状況です。この林地のデジタル化と公表が進めば、農地とあわせて、きちっとした環境アセスを行っていくのに、環境影響調査、アセスが本当にわかりやすくなってくる。

これらについて、まず農林水産省の方から、ぜひとも、私が言ったような方向に早急に取り組んでほしいということをお聞きしたい。さらには、環境省としましては、農林水産省の協力を得て、環境アセスのための土壌調査の地図をぜひとも完成させてほしい。そのことについて、二つの省にお聞きをしたいと思っております。

○舟山大臣政務官 玉置議員にお答えいたします。まず、前段の農地、林地の調査の目的なんです

けれども、そもそも農地に関しては、農地の土壌の管理内容とか性質なんかをモニタリング調査することによって、適地適作、どの土壌に、どの地域に、どういった作物を栽培するのが適切なのかといった調査がずっと続いてきました。最近になりますと、やはり一定の化学物質ですとか土壌汚染の問題も出てきておりますので、そういった調査もしておりますので、すなわち、農業を継続するに当たって必要な情報を蓄積してきたという背景があります。

一方、林地におきましても、やはり土地の利用形態が農地と林地は違います。農地は食べ物をつくるということ、林地は当然、木を植えるということ、やはり土壌が植物に与える影響というのはまた全然違いますので、そういった意味で別々に調査している。その背景は御理解いただきたいと思っております。

林地につきましても、かなり古くから、これは昭和二十年代から、国有林にあつては国が、また民有林にあつては都道府県がそれぞれ土壌調査を行っておりまして、全国の森林を網羅する形で土壌情報を把握しております。その地図が非常に小さくて見にくいというお話がありましたけれども、そのような中で、国有林の土壌情報については、御指摘のとおり、森林GISによってデジタル化を図っております。また、都道府県におきましても森林GISの整備を随時進めておりまして、まだ聞き取り調査の段階ですけれども、半分以上の都道府県でGIS化が進んでいます。

議員のお住まいになつておられます和歌山県におかれまして、森林GISにおける項目が既に整備されているという状況でありまして、このGISできちんと地図情報をデータベース化しておりますと、拡大も縮小も自由自在というんですし、小さく見たいときには小さくできるということで非常に使い勝手がよくなると思っております。広いくいろいろなところでいろいろな人が活用できるというメリットもあると思っております。そういう中で、ぜひ情報の活用も図っていき

いと思ひますし、これは県の調査ですので公表されていなくともあると思ひますけれども、やはり広く利用されることによって初めてこういった調査、データベース化の取り組みというのは効果を発揮すると思ひますので、ぜひ広く共有されるように、そういった公表の取り組みも後押ししていきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 アセスの観点から私の方は答弁をさせていただくとすると、委員がおっしゃるように、土壌に関する特性をしっかりと全国的にやるべきだ、こういう意見はごもっともだ、こういうふうに思ひますが、アセスに関して言えば、特定の地域の土壌の調査を行うということに関しては、これまで地方公共団体などが作成した土壌図等々の既存情報を使つてやつてきている、こういうことだろうと思ひます。なお、さらに必要な調査があれば、それは必要に応じて事業者により詳細に土壌調査を行う、そういう形になっているわけでありまして。

したがって、アセス一般論で言えば、現状ふぐあいがあつて今何かをやらなければアセスが進まないという状況ではない、こういうふうな思ひしております。そういった既存情報等を効果的に利用できるように、インターネットを用いた情報提供などを環境省としてもやらせていただいているところでございます。

先ほど来話が出ている、さらに一般論としてということに関しては、先ほど答弁をいたしました、関係各省の皆さんとも協議はしてみたい、こういうふうな思ひます。

○玉置委員 今聞かせていただきましたけれども、いわゆるそれぞれの用途で今やっておるということですが、例えば農地は今度、農地管理としてCO₂の吸収が入ってくるわけなんです。林地をきちんとデータ化しておけば、今度は林地が入ってくると思ひますし、入ってくるように日本は率先して提案していくべきだと思ひます。さらには、今大臣も申されましたけれども、や

は国民的に環境アセスをしていくためにも、オープンに、土壌の吸収量はこんなだとか、アセスではこんなだとかいうことが一目でわかるような、そんな地図をつくっていくべきだと思っております。

例えば、これはやはりアメリカは進んでおるんですね、調べますと。アメリカは国土資源インベントリーという国土調査をやっておるんです。これは五年に一遍、ずっとやっています。そして、八十万力所ぐらい全国でやって、それを一般にインターネットで公表しておるんですね。

だから、一つの土の使い方だけではなくて、いろいろな角度からすべてが活用できるような、こんな資源を、私は、やはり日本は土の調査についてなかなか進んでおると思っております。先ほども言いましたように、半分の県が、民有地であればデジタル化が進んできておる。そんな状況です、やはり政権交代をして、土の宝をきちっとつくっていくということを、ここでは、お願いというよりも要望しておきたいと思えます。

そこで、時間もございせんから、風力発電についてお伺いしたいと思います。

風力発電につきましては、全国で一千五百七十七台、百八十五万三千六百二十キロワットで、これを小沢大臣のロードマップでは、再生可能エネルギーとして、二〇二〇年に最大一千三百一十キロワットと現在の六倍以上を目指す、そういうことを表明されております。

そこで、今回、風力発電、私も地元へ帰ればいろいろ風力発電の環境アセスについては言われるわけですが、環境アセスメントの対象となる件数はどの程度を想定されておるか。さらには、二〇二〇年に二五％削減、こういう地球温暖化対策との整合性から見た取り組み方針はどのようなものか、一遍お聞かせください。

○大谷大臣政務官 結論から言いますと、まさに御指摘は肝心なところでございますので、環境省はもちろんですけれども、各省庁、また関係各位、専門家の皆さん方と検討しているところでござ

います。

風力発電は、言われるように、騒音、低周波音、バードストライク、それから景観と、大きく分けて四つの大きな懸念事項がございます。中央環境審議会においても御議論いただいていたんですけれども、風力発電施設の設置を法の対象事業とすべきというふうに明記されておりますので、これを尊重いたしまして、政令の改正を今後行つて、風力発電施設を法対象事業に追加する予定で

す。その中身は、まずは規模、どれぐらいの規模にしていくのか。それから、今言った環境影響評価における騒音、低周波音、バードストライク、景観にかかわる調査、予測及び評価の方法をしっかりとつくっていくよう今検討しているところでございまして、委員がいた、だいてまいりました御意見をしっかりと反映できるように仕組みを整えて頑張っていくというふうに思っていますので、引き続きの御指導をいただきますようお願いいたします。

○玉置委員 ありがとうございます。

そこで、今度の法律の改正については、出力の大きさに依存している、そこに重点が置かれていきますけれども、私ども、地元へ帰れば、騒音の問題とか、例えば低周波音の問題、さらにはこんなこともあったんです。風力発電ができたところから猿とかそういうものが別の山へ移動してくる、やかましいので。それは定かではございせんよ。そういったことで、向こうの山につくられるのは困るんだとか、いろいろ話もございました。さらに、私の地元は世界遺産の熊野古道があります。登録されて六年になるんですけれども、登録されてから間もなく、ある会社が風力発電を世界遺産の地につくりたいということで、これまた物議を醸したんです。

そんなことがございまして、こういったものを考慮に入れる必要があるのではないかと思いますし、どのような検討を行っているのか、そこらの御見解をお願いしたいと思います。

○大谷大臣政務官 具体的にはこれからなんですけれども、二五％CO₂削減、小沢試案、ロードマップにもありますように、去年、おとしぐらいの風力発電のあれに比べれば、大体五倍ぐらい二〇二〇年までふやしていかなければいけない。

そこは、どこかしても建てた方がいいというわけじゃございせんので、さっきの答弁の繰り返しになりますけれども、しっかりと御意見をいただきながらつくっていく作業を今進めているところでございまして、きれいな景観のところにはと大きなものが見えるんじゃないかと、端つこの方に見るぐらいだったらいいとかいうようなことをしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひそこは御指導いただきますようお願いいたします。

○玉置委員 それでは最後に、環境大臣の意見について、言うことができるということが今回法改正されました。大変いいことだと思っておりますけれども、そのことについてお聞きをしていきたい。

実は、これもまた私のふるさとでございますけれども、エコロジという言葉を初めて日本で使った方は、私のふるさとでございます田辺で亡くなりました南方熊楠と私は思っております。この方は、やはり今の環境アセスの原点をいろいろ示唆してくれたのではないかと私は思っております。

例えば、明治四十年に神社の合祀をして、鎮守の森が切られていく、その生態系を守っていくんだということで反対運動を起こしました。そして牢屋にも入れられました。しかし、そのことをどんどんと全国へ訴えながら、生態系を守るために、鎮守の森を守るためにやってきました。そのことが一つの大きなきっかけとなって、熊野古道沿いのそういう自然の生態系が残ったわけです。

もう一つ、それ以上に私がやはり注目をしておるのは、南方熊楠が菌類を研究した。菌類は、御存じのように、キノコからふる場のカビまで、動物でもないし植物でもない、そういった本当に生

命の原点だと私は思う。生命の原点を研究した方です。もつと言いかえれば、人類を救う恩人であったのではないかなと思っております。こういった環境アセスの改正を踏まえていろいろな環境情報を出していただいて、そして、もつと、南方熊楠のように菌類のところまできちつと調査をしてデータを持っていたら、そんなことをしていくことがこれからの新しい政権交代の環境大臣の行くべき道ではないかなと思っておりますけれども、今後意見を言うというところもございまして、環境大臣の決意をお願いしたいと思います。

○小沢国務大臣 委員御指摘のように、今回の改正で環境大臣が意見を言う機会がふえました。配慮書の写しが送付されたとき、あるいは事業者が環境影響評価の項目等の選定を行うに当たり主務大臣の意見を求めたとき、さらには、これは今までもそうありますが評価書の写しが送付されたとき、新たに、報告書の写しが送付されたとき、こういう機会があるわけであります。

ただ、これはアセス法案の構成上、あくまでも意見でありまして、いわゆる事業そのものをとめるとか進めるとかいうのはあくまでも許認可権者が持つておるわけであります。そういった意味では、許認可権者と私も環境大臣アセスとしての意見というものが総合的にうまく組み合わせられていくようにこれからしなければいけない、こう思っているところであります。

いずれにしても、熊野古道のお話もありましたけれども、環境を守っていく、そういった使命は環境大臣の原点の使命だと思ひ、しっかりとやってまいりたい、こう思ひます。

○玉置委員 一応時間が来ましたが、どうか一遍、今の決意のとおり、ぜひとも世界をリードするような、そういったことについて取り組みをお願いしたいと思います。

○樽床委員長 次に、山崎誠君。
○山崎誠委員 こんにち。民主党の山崎誠で

でございます。

きょうは、本会議に引き続きまして、環境影響評価法の一部を改正する法律案の質問をさせていただきます。

大臣におかれては、週末、北海道の方で日中韓の三方国環境相会合、すばらしい成果があったものと思います。本当に御苦労さまでございます。国連の枠組みが本場にどうなるかなという中で、この三方国が歩調を合わせることでできたというのはすばらしい進歩だと思います。お疲れさまでございました。ぜひともまたその中身を今度時間のあるときにお聞かせいただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本会議でも取り上げさせていただきました。やはり原点は、環境をどういうふうに社会の中で大事に守り育てていくか。それは私たち人間にとつていえば、経済との両立をどうやって図っていくかという問題とらえています。これは本会議でもお聞きをして、その中で小沢環境大臣から、環境と経済の両立を超えて、環境を取り込んだ経済、すなわち環境と経済の統合が新しい成長の原動力になるという考えをお示しいただきました。

もう一歩突っ込んで、これはどういうふうに政策化していくのかなというところをきょうはお聞きしたいなと思ったんですけれども、私の考えとして、環境と経済の両立あるいは調和というのは二面性があるだろうなと思っています。

というのは、一つは、環境を守るために経済が後押しをする部分です。やはり環境を守るといえるのは、さまざまな経済活動と結びつく、その機能というのはほとんど広がっていくんだと思う。昔から、環境と経済が対立してしまう部分というのがあろうと思う。そのために今環境アセスがあるというふうに認識をしているわけです。

この点、政策化、環境と経済の統合をどうやって進めていくお考えか、お聞かせください。

○小沢国務大臣 どうやって、こういうふうに聞かれると、なかなか答え方が難しいのでありますけれども、大事なことは、今までは、例えば公害型の環境問題に対しては、それへの対応という話になると、新たに機械を設置して、例えばばい煙に対応する機械を設置するとコストがかかる、こういうような話で、どちらかというとネガティブにとらえられる傾向があったと思うんですね。

しかし、そういう中で、今や世界じゅうで本場にそういったものが重要なんだという認識が出てきた時点において、これはもう今山崎委員も御指摘いただきましたが、今回の環境大臣会合でも、中国も韓国もみんな同じ思いでいったときに、やはりそこには新しいニーズが生まれるんだ、ニーズが生まれる以上、そこはそのニーズにこたえるという意味でビジネスチャンスが生まれるんだ、そういうことなんだろうと私は思うんです。

ですから、人間が必要とするもの、例えばおいしいもの、あるいはまた体にいいもの、そういうことの中のひとつとして、環境にいいものという分野がしっかりと確立されつつあるということだろうと思っておりますし、私も政治あるいはまた行政の立場からいえば、そういう人類にとつて不可欠な、出発点はそこなわけですから、とにかく、この地球の中で我々が安心して暮らしていく、後世に伝えていくためにはそれを守らなければいけない、この価値をしっかりと訴え続けて、そして国民の皆さんあるいはまた世界の皆さんに同じ価値を共有していただく、これがまず第一歩なんだろうと思います。

それをどう政策で具体化していくのかという話になると、例えば基本法を今お願いして、今度は参議院でやらせていただきますが、基本法をつくり、計画をつくり、ロードマップを示すという形で、それぞれのレベル、それぞれの段階でしっかりとしたもの立案していくことに尽きるのではないかな、こういうふうに思います。

○山崎誠委員 ありがとうございます。ぜひ、私は前にもお話ししたかもしれませんが、

れども、環境と経済というのは価値の序列みたいなものがあって、やはり環境の価値というのは、世界、人類、あるいは地球全体の共通の価値であって、それを前提にいろいろ進めていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。言うまでもないかもしれませんが、意見として言わせていただきます。

排水口で温度差は七度Cに抑えらるるかという基準があつて、一応それをクリアしているんだというところで環境アセスだとか報告があると思うんですけども、こういったものを一律に当てはめる、例えば瀬戸内海のような閉鎖性海域の中でこの基準は本当にいいのだろうかというようなことも含めて、さまざま検討しなければいけないと思っております。

次に、これも前々から取り上げています、原子力発電所の問題をちよつと例にとつて、環境アセスについて考えたいと思っております。

きょうは経産大臣政務官にもお越しいただいてますので、この上関の例でも構わないんですが、事業者を今までのように指導されてきたか。それから、こういった基準設定とか環境への影響はなかなか読みにくい部分もあると思うんですが、環境大臣政務官でよろしいでしょうか、どのようにお考えになつていらっしゃるか。

この問題を取り上げる理由としては、今、

○大谷大臣政務官 委員御指摘のとおり、温排水が環境に大きな影響を及ぼす可能性があるという

さまざま、学会の研究者の皆様が意見書をもう十数度上げて、この貴重な自然を何とか守りたいという御意見を出されている。そういう声が上がると、環境の中に原子力発電所をつくらなければいけない、環境アセスもクリアしてしまつていくところ。いろいろな経緯はもちろんなあつて、議論もあつて、手続はきちつと踏まれたのはわかるんですが、そもそも、制度としてこういう環境を守ることが残念ながら今の時点でできていなかったという点に、やはり私は環境アセスメントの今の限界があるんじゃないかなという思いで取り上げさせていただいた次第ですので、御理解いただきたいと思います。

今時点では把握しているところにおいては、特段大きな問題となつていない環境影響は報告されていらないと認識しておりますが、場合によっては影響が出る場合もございますので、また一部そのような影響が懸念されているとちゃんと聞いておりますので、そこは国内外の実態とかいうようなものを文献等々で調べるとか、もしくは実態調査をしつかりとさせていたかどうか、環境保全にかかわることをしつかりとやらせていただきたいと思いますし、リーダーシップをしつかりと発揮し

ていこうというふうに考えております。
以上です。

○近藤大臣政務官 山崎委員にお答えいたします。

御指摘のとおり、原子力発電所の建設の際には、環境影響評価法に基づいて、事業者が環境影響評価を行うこととなり、その中で温排水の影響についても評価されることになっているわけであります。

経済産業省としては、発電所建設による環境影響への配慮は大変大事だ、このように考えておりますし、これまでも、専門家の意見等を聞きつつ、事業者の環境影響評価を審査し、必要に応じて勧告を行ってきたところでございます。

御指摘の上関原子力発電所についてであります。平成十三年に環境影響評価手続が終了しております。その中で、温排水の影響評価については、拡散範囲は放水口近傍に限られると予測されており、その影響は小さいと評価されております。また、中国電力は、温排水に係る環境監視として、取水温度の連続測定等を行うこととしております。

経済産業省としても、中国電力の対応を踏まえつつ、環境保全の観点から必要に応じ事業者を指導してまいりたい、このように考えております。

○山崎(誠)委員 ありがとうございます。
今のお話、近藤政務官からいただいたんですが、けれども、予測可能性というのはやはり自然に関しても、非常に難しい。

この記事にもあるんですが、別な原発の例で、放水口からおおむね二キロ以内と予想していたものが、実際には五キロ以上に広がっている、二倍以上になっているよというようにあることが、やはり後になってわかるということもあると思います。もちろん、これは事前にやるものですが、安全率を見ながら、やはり専門家の意見を大事にしていただきたいと思います。

それで、環境アセスメントに関していうと、例

えば戦略的環境アセスメント実施というところで、やはり柔軟な運用をしなきゃいけないという中で、例えば、そういった基準の設定なんかについてもケース・バイ・ケースで、言葉があれかもしれないけれども事業者の都合のいいように解釈されるようなことがあつては困りますので、そこは、基準の考え方、あるいは基準を評価する仕組みも含めて、きちっと対応をとっていただきたいと思ひます。

次の質問なんですけれども、戦略的環境アセスメント実施に当たって、今後、環境省と主務省庁で主務省庁をつくっていくという段階になってまいります。

この中で、本日に環境省の基本事項がきちっと反映されて、例えば複数案の検討であるとか、住民の意見の聴取であるとか、そういったものをきちっと盛り込んだものををつくっていくかないと、せっかく戦略的環境アセスメントを法で決めた絵にかいたもちになってしまいます。

この点、これからの作業なので明確なお答えはなかなか難しいかもしれませんが、主務省令の制定に対する考えを、経済産業大臣政務官それから国交大臣政務官をお願いします。

○近藤大臣政務官 お答えをいたします。
発電所についての主務省令は、御指摘のとおり、環境大臣が定める基本的事項に沿って、経済産業大臣が環境大臣と協議の上で定めることになっております。

主務省令の策定、運用に当たっては、これは中央環境審議会の答申にもあつたわけでありますが、事業の種類、特性等に応じた柔軟なものとした上で、しっかりと環境配慮がなされるよう取り組んでまいり所存であります。これは、中央環境審議会の答申に沿った形で対処方針というか政府の方針であろう、このように理解しております。

○三日月大臣政務官 ありがとうございます。大切な視点だと思ひます。
公共事業の多くを所管する国土交通省では、こ

れまでも、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインというものを環境省が定められた後に、平成二十年の四月に公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインというものを定めて、事業の構想段階において、環境面も含めて複数案の比較検討を行うですとか、また、住民参加の促進といった観点から、社会面、経済面、環境面で総合的な検討が計画策定段階で行われるための取り組みを行つてきております。

今後、この法律制定後、戦略的環境アセスメントに係る主務省令をどう定めるかということについては、環境大臣が定める基本的事項のつとりまして、環境大臣と協議しつつ、事業ごとの特性を踏まえて制定し、計画の立案段階における環境配慮に積極的に取り組んでまいりたいというふう考えております。

○山崎(誠)委員 ありがとうございます。
ぜひ、今お話しになったとおりで、基本事項をこれからまたお示しされて、環境大臣との協議とこのことの中で、環境価値を守るきちとした制度に皆さんのお力でつくり上げていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

では、次の質問に行きたいんですが、ちよつと環境アセスとは外れるんですが、上関の話を少しお聞きしたいと思ひています。

上関原発の現状なんです、経済産業省の原子力設置許可がまだおいていない、許可の申請を受けて審査中とお聞きしていますが、今どういう状況にあるのか。一点、ちよつと懸念していますのは、中国電力の島根の原発で点検あるいは交換漏れがあつたという報告があつて、その報告書が、今中間報告が出て来月最終報告が出るということもあつたと思うんですが、そういった問題点と上関の原発の計画への影響とか考え方はどういうふうになっているか、お聞きしたいんです。

○近藤大臣政務官 お答えをいたします。
まず、島根の原子力発電所の保守管理不備の問題についてでありますけれども、こちらの方は、六月の初めに、根本的な原因や再発防止策を含め

た最終報告を中国電力から経済産業省は受ける予定になっているわけであります。

これは、四月の二十一日に原産大会というのがございまして、その大会の折に私も島根・松江の方に参りまして、中国電力の担当者から中間状況を聞きました。また、政務三役としても、中国電力の幹部からどういう状況なのか中間的な報告は受けているわけでありますが、最終報告は六月の初めに受ける予定であります。

その報告を受けて、厳格に確認をし、保守管理不備の問題について厳正な対応を行つてまいり所存であります。やはり、事業者の信頼性というのが原子力発電は第一でありますから、報告を受けて対応していきたい、このように考えています。

この話と上関原子力発電所の話というのは基本的に違つた話でございます。上関原子力発電所につきましては、平成二十一年十二月十八日に、御案内のとおり、中国電力株式会社より一号機に係る原子力設置許可申請がなされております。現在、設置許可申請について、安全の確保を第一に、これまた厳正に審査を行つているところであります。

原子力発電所の運転開始までには、御案内のとおり、原子力設置許可に加えて、工事計画の認可、保安規定の認可及び使用前検査等各段階の手続が必要であります。その各段階においてプラントの管理体制を含めて安全をしっかりと確認していく、このような体制になっておりますので、その所要の手続のつとめて安全を厳正に確認していく、このような形になるうかと思ひております。

○山崎(誠)委員 ありがとうございます。

今のお話で、私たち民主党も、原子力を推進するに当たって、安全確保それから住民の皆さんの理解というのが大前提なはずなんです。私は、先ほどのお話の中で、島根の原発のお話と上関の原発の話は別だという、手続上別なのはわかりますが、でも、一つの原子力発電所をつくっていく、そして、それを住民の皆さんに理解していただく

て、安全を確保していく中では、やはり大きな問題が持ち上がっているんだという認識はあると思うんです。少なくとも一般の皆さんはそういう感覚でいる。その中で、上関の計画についてもやはり慎重に進めなければいけないだろうなと思います。意見させていただきます。

今のような状況で、原子炉の設置許可に恐らくまだ少し時間がかかる、まあ、どのぐらいかかるか、一年か二年かわかりませんが、そういう段階にあります。今、そういう状況の中で、実は埋立工事を先行して開始しようとしている。

公有水面埋め立ての許可が山口県の知事より出されておりました、工事はもう目前に迫っているということになります。この公有水面の埋め立ての許可というのは基本的には知事の権限で進められていますが、国交省として、こういう段階、要するに、まだ原子炉の設置許可が出ていない、まだ少し時間がかかるよという段階の中で、埋立工事に今着手しなきゃいけないと急いでいる、こういう状況をどう御判断されるか。

〔委員長退席、山花委員長代理着席〕

○三日月大臣政務官 ありがとうございます。

結論としては、公有水面埋立法に基づいて適切に行政を執行していくことだと思っております。

それで、今、近藤政務官の方からも答弁がありましたように、上関の原子力発電所計画については、この電源立地については、国の電源開発基本計画に組み入れられて、埋め立て及び原子炉設置を対象とした環境影響評価も終了し、事業計画が確定をしていることから、これに基づいて、平成二十年六月に公有水面埋め立ての免許の出願が行われた。

これは、五十ヘクタール以上でない、それを下回るものですから、免許権者である山口県知事において、国土利用上、適正かつ合理的であること、その埋め立てが環境保全及び災害防止に十分配慮されていることなど、公有水面埋立法第四条に規定する免許の基準に照らして審査が行われ、

それが適合しているものとして、平成二十年十月に免許がなされたというふうに承知をしております。

このような公有水面埋め立ての免許の出願、審査等の手続に当たっては、埋立地に立地する原子炉設置の許可というものは要件になっていないというところ、この法に基づき行政の審査をしていくということだと思えます。

○山崎誠委員 ありがとうございます。

手続上は瑕疵はなく、今御説明のあったとおりであるのは理解できます。

ただ、極端な話をすると、では、もしこの原子力発電所が何らかの理由で建たなくなった、例えば二年あるいは三年先に、原子炉の設置の審査の過程でつくれないことになった、あるいはもうそういうエネルギー需要がなくなった、あるいはどこかで大きな事故が起こった、そんなときに、でも、もう埋め立ては始まってやっています、上関の自然は壊されてしまいましたというの、何とも合理性を欠くんじやないかと私は思っています。今の法律上の手続でそれが難しいことは理解するところなんです、私は、やはりそういう配慮も、これは中国電力なんですか、山口県なんですか、わかりませんが、やはりそういういった広い大きな視野でぜひ見ていただきたい。

例えば学会の皆さん、研究者の皆さんからの声で、科学的調査をもう一回やらせてほしいというような要望も出ていると思うんですね。もちろん、終わっているからという話はありません。ただ、例えば埋立工事をまだ待てるのであれば待つて、その間、半年でもあるいは三月月でも調査の機会をもう一回つくる、その中でいろいろなものが発見される中で、原発の是非はともかくとして、やはり自然環境をどうやって守っていくのかという議論をもっと深めることはできるのではないかと思います。そういう意味で、ちょっとこの点、御質問をさせていただきまして、次の話題

でまとめたいんですが、今こういうお話をしていく中で、今回の改正はやはり必要な改正で、環境アセス、今言ったような問題も含めて、これを解決するための大事な改正だという認識は持っております。

ただ、もう一歩進めていくと、これはいろいろな議論をしていく中で、やはり事業者の事業アセスという限界にどうしても突き当たってしまう。それはどこから来ているかというと、この環境アセスメントが環境基本法の二十条に基づく環境アセスメントであるというところにやはり行き着くと思います。

これをもっと上位のものに上げていく、国のレベル、国家のレベルできちっとした制度にしておくためには、まさにこの環境基本法二十条のところから見直して、いじつていかなければいけないんではないかな。時代は大きく変わって、本当に環境を守っていくという機運が高まっている、そしてまた、生物多様性とかそういう価値についても、今、世界的に認められている中で、やはりここをいじつていく必要があるんじゃないかと思うんですが、環境大臣の御意見をお聞かせください。

○小沢国務大臣 委員の御指摘は極めて重要な御指摘、私としてもこういうふうな受けとめさせていただき、結論から申し上げますと、今後の検討課題としてしっかり取り組んでまいりたい、こう思っております。

ちなみに、中環審の答申のその部分を申し上げますと、「将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要がある。」こう書かれているわけでありまして、上位の段階、さらには委員が御指摘の事業者ではない国の関与、この二つは大変重要なポイントだと思っております。

それをしっかりとすることによって環境も守られ

るし、なおかつ、その後、事業に取り組む皆さんたちも、ある意味ではそこをしっかりとやることによって事業がスムーズにいく。事業に着工してスムーズにいけば、事業者にとつて最も重要ないわゆる金利負担、事業が途中でとまることによって一番事業者が恐れなければいけないのは金利負担なんです。そういう話もなくて済む。こういうことであるので、しっかりと上位の、あるいはまた国の関与を含めて検討をしてまいりたいと思います。

○山崎誠委員 ありがとうございます。

ぜひそういった観点で、次のステップになるかと思うんですが、環境基本法二十条、あるいは、私、一番初めの一般質疑の中でもお願いをしたんですが、より上位の組織づくりみたいな環境を横ぐして国として刺せるような、そういう体制づくりを進めていただければと思います。

では、時間になりましたので最後の質問をさせていただきます。COP10が近づいてまいりました。生物多様性条約第十回締約国会議で多くの関係者の方が世界から集まる。この中で、きのう遅くまで環境省の方におつき合いいただいて、どんなことをやっていくのか。例えばSAITO YAMAイニシアチブとか、日本の提案でいろいろ日本のすばらしい事例を御紹介していくというお話を聞きました。こういった取り組みをぜひやって、せっかくなので、机上の会議ももちろん大事ですが、それにとどまらない、日本ならではの演出、あるいはさまざまなアピールをしていただきたいと思えます。

そういった意味では、これは、例えば私も連休で行ってきた瀬戸内海、長島近辺の海とか祝島の暮らしとか、こういうものをぜひ世界の方々に御紹介できたなら、お見せできたならと痛切に思っているところなんです、環境大臣の、COP10、具体的な今言ったような点の取り組み、考え方をお聞かせください。

〔山花委員長代理退席、委員長着席〕

○小沢国務大臣 御指摘の自然とそれから人間、

まさに人類の共生は今回のCOP10の大変重要なテーマであります。具体的にはSATOYAMAイニシアチブという形で日本からの提案もしてまいりたい、こう思っております。その重要性に関する認識は委員と同じであります。

ただ、具体的な地名を挙げられなければいけません。そういつたところをどういうふうに取り組むか、こういう話に関しては、なかなか国として、今回会議を運営する私の立場からは難しいのかな、こう思います。

ただ、委員も御案内のように、こういった国際会議は、その周り、一帯の地域でさまざまなサブイベントというものがございまして、私も何人かの、例えば自然公園の関係者の皆さんに、ぜひ名古屋に来てそういうサブイベントを大いにやってくださいよ、それがCOP10の本会議そのものを盛り上げていくことにもなるんですからと、そういうお願いもしております。いろいろそういった全体の中の工夫というのは十分あり得ると思っておりますので、委員からもよくお声をかけていただいて、みんなでとにかくCOP10を盛り上げていくということをお願いしたいと思いますように思います。

○山崎誠委員 ありがとうございます。時間になりましたので終わります。本日に、環境と経済の調和、いいテーマで、大事なテーマですので、これからよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○梅床委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げながら、早速質問に入らせていただきます。

十年前に成立をいたしましたこの環境影響評価法、この背景を見ますと、この十年前、そしてその二十年前、そういった状況をかながみますと、まさに日本そのものが、経済成長を余りにも追い求めながら、大気、水、土壌を汚染しながら人体に大きな影響を与えてきた、環境さらには自然の

生態系を壊してきた。こういう状況の中から、一つ一つの公害防止法令等を含めて、その辺の成果も含めながら環境影響評価法が成立したものだ、こういうふうな私自身はとらえております。

今回、戦略的アセス、さらには一段と強化をされました報告書の公表など、これまでの法律をさらに充実させていく、こういう内容については私は異論はございません。しかし、現在、多くのところで開発業者と住民のトラブルがまだまだ起きていますのも事実でございます。廃棄処分場や埋立地問題、私の地元では、岩石採取申請等々の部分で対立をしたまま進んでいない、こういう現状もでございます。

そういう中において、この法案については、まさにその開発行為といった部分に対して制限をする、さらには規制を加える、こういうものではないわけでございますけれども、しかし、一定の事業さらには面積、そういう部分の中では義務づけられている制度であります。

そういう面からいえば、私は、環境を守るという立場からすれば、何らかの規制といった部分を持った制度でなければならぬのではないかと、こういうふうにも思うわけでございます。

低炭素社会、脱化石燃料と、今国会で地球温暖化対策基本法を初め数本審議もされているわけでございますし、私は、この改正法案もその一つだと理解をしております。そういう面では、開発行為に対してのこの評価法の位置づけ、さらには、これまでのこういう規制というものについてもいろいろ議論がまたなされてきたんだろうというふうにも思っております。そういう意味で、この法案の持つ意味について、まず大臣からの御所見をお伺いさせていただきたいと存じます。

○小沢国務大臣 吉泉委員が御指摘のように、このアセスメント法案ができて、世の中、ただ開発だけじゃやはりだめだよな、環境をしつかりと考えながら、しかし、我々が生きていく上で必要不可欠なそういう開発行為というのも考えていかなければいけないということば、おかげさまで今や

社会のコンセンサスになったのではないのでしょうか。それは本当に委員の御指摘のとおりだと私は思います。ですから、そういう意味において、この法律が十分にその役割を果たしてきた、まず私としてはこう思っております。でございます。

ただ、実際にやってみるとまだまだ不足している部分というの当然あるわけでありまして、具体的に言えば、いわゆる手続を実施する段階で既に事業の枠組みが決定されてしまっていることが多いですから、事業者が複数案の検討等に柔軟な措置をとることが困難な場合が多かった、あるいはまた、評価書に記載された環境保全措置の実施状況等について、行政機関や第三者が確認できるための仕組みが設けられていなかった、こういう指摘も行われてまいりました。

こうした現在の法律の課題を踏まえて、今回は、早い段階での配慮書手続、及び、今度は終わった段階での報告書手続の創設等を盛り込んだ改正を行った、こういうことでございまして、そういった意味では、さらにこの法律がこの改正によって、環境と人類がともに生きていくための重要な法案になっているもの、こういうふうにも思っているところでございます。

○吉泉委員 今大臣の方から御答弁があったわけでございます。確かに、これから環境というものをキーワードにしながら、それぞれ私たちは常に頭に置きながら進めていかなきゃならないものなんだろうというふうにも思っております。

そして、この評価法というものは何なのかというふうなところについても、そういうおそれがある、だからこそ、事前にそれぞれきちっと住民も巻き込んだ一つの環境アセスをやりたいという法律だということにも自分自身思っております。

しかし、今、公害等調整委員会に寄せられる行政処分の訴訟等が年を追ってふえてきている、やはりこういったことも事実でございます。だとするならば、今、十年を経て、今回いわゆる戦略的アセスを導入するということについては、自分自身も了解をし、大変いいことだなというふうにも

思っております。

ただ、自分自身思うのは、今、それぞれこの条例等々については、各県さらには政令都市、このところについては条例化されている、そういうふうにお聞きもしております。そして、多くの開発行為に対する許可の権限が知事という状況の中で、各県の段階でも、環境の問題についてどうとらえていけばいいのか、そういう状況の中で施策なんかも相当進んでいる、さらには充実に図られている、そういうふうにも思っております。

そして、各県の内容を見ますと、今、国は対象事業を十三に絞っております。そして、十年前も十三、こういうことになっているわけでございます。そして、面積も変わっていません。しかし、私の山形県については、この十三にも一つ、いわゆる岩石の部分もふやしております。そういう中からいえば、やはりこの間議論もしてきたというふうにも思いますけれども、十年前と同じような業種に絞っている、こういったことについては自分は少し疑問を持っております。その辺、なぜ今回いじらなかつたのか、このことについてまずお伺いをさせていただきます。

そしてまた、面積の問題ですけれども、このことについても同じ内容になっております。そういう面からいえば、その辺の各県との一つの整合性というものも考えていった場合に、国の環境アセス、さらには各県でやらなきゃならないアセス、そういうふうな一つの整合性というものも含めて、今回の改正に基づいた内容、この点についてお伺いをさせていただきます。

○大谷大臣政務官 お答えをさせていただきます。事業規模が大きかったり事業の種類が多かったらもつともつと環境保全が進むんじゃないかという御指摘かというふうにも思います。大きな意味ではそのとおりだというふうにも思いますが、守っていくためには、法律というのをつくって、その法律という制度をしつかりと根づくようにしていかなければいけない。今回の環境ア

セスの法律というのは、国は大きなものをやる、それで小さなところは条例でもって、地域、都道府県がしっかりと責任を持ってやっていく。だから、現場でもやるし、国でも大きな規律でもって、二重、三重でもって自然環境保全をしていくという制度となっています。

そういう意味でいうと、何でもかんでも大きかったらいい、どの事業もみんなやるということになると、反対に今度はそこが生じてくるのかなというふうに思っております。法と条例を組み合わせてやることによってしっかりと確実に環境保全につなげていくということをしていくことが、まずは自然環境を守っていくために必要な条件なのかなというふうに思っております。

委員が質問のときに御指摘いただきました土石採取、採石事業等々でいいますと、四十七都道府県のうち四十一の都道府県がこれをセスの事業対象にしております。地域によっていろいろな事情がある中セスをしていく、そういう条例をしつかりと尊重しながら、制度の本来の目的である環境保全につなげていきたいというふうに考えておりますし、また、つながるというふうに考えております。

○吉泉委員 国と県のその辺の役割分担、そういった点についてはぜひきちっと踏まえながら、ひとつよろしく願いを申し上げさせていただきます。

それと同時に、面積の問題で少しお話をさせていただきます。例えば埋立処分との関係でございすけれども、当初、開発をする業者にとつては、大体このぐらいでいいのではないかとというふうなことで申請をさせていた。しかしその後、事業が順調に進みまして、この面積では足りないということである部分の中にまたふやしていく。こういうふうな中において、当初はセスが義務づけられる面積ではなかったわけでございますけれども、それが拡大をするということによって、二期目の段階でその面積以上になってしまった。こういう場合

のセスというものについてどういうふうに考えていけばいいの。

その中において、住民との最初の段階における一つ一つのところについて、いわゆる協議書、さらには合意書、こういうものが恐らく、私の覚えている範囲内では、そのことが確約をされながら進んできた中で、途中段階で住民の方から強い要望が出されていく中で業者とのトラブルが出てきている、そういう事例があるわけでございますけれども、そういうところにおける一つの私の方の考え方、そういうふうになっていったときに、やはり一つは環境のセスの部分の当然私は必要になつていくんだらうというふうに思っております。

今の法体制の段階についてはそれはやらなくてもいいという判断になつていこうに思うわけでございますけれども、その点、どういうふうにとらえればいいのか、お伺いさせていただきます。

○大谷大臣政務官 結果から述べますと、そのようないわゆる単発の事業を重ねて面的には最終的に大きな事業になつてしまふというようにないようにはこの法の制度を運用していきたいと思ひますし、そうすればそのような懸念を払拭できるんだというふうに考えています。

先ほど申し述べましたけれども、都道府県がしっかりとやっていただくということで、その事業というものが継ぎはぎになつて最終的には大きなものにならないような運用、しっかりとここで委員からの御指摘をいただきましたし、こういう国会における議論が波及してまたおさまっていくようなことにもなるというふうに思ひますので、いろいろ手法を使って、御懸念がないように、御指摘いただいている、同一の事業が継ぎはぎで最終的には大きなものになつてしまふようなことが起こり得ないようになつていきたいというふうに考えております。

○吉泉委員 その点についてはぜひよろしくお願ひをしたいと思います。ただ、一つ一つの手続上の問題からいえば、今

おっしゃられた中身とは少し違うんじゃないか。そういったときに、いわゆる申請を受け付けるところにおいて、その辺、セスがやはり必要なんだよというふうな何らかの指導なり担当者に対するとらえ方、こういう部分が私は必要なんだらうなというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願ひを申し上げます。

それから、今お話ししましたけれども、今回の改正で、計画段階における戦略的セス、非常にいいものだなというふうには思ひます。そして、住民の段階で意見を聞く、こういう状況は非常に利点が多い、こういうふうには思ひますけれども、しかし、開発する業者から見れば大変な負担になつていく、こういうふうにも思っております。

だとすると、意外と、形式的な検討、形式的なセス、こういうふうになつてしまふんじゃないか、私はこういう心配もするわけでございます。そういう意味で、どういうふうに予想すればいいのか、わからないわけでございますけれども、しかし、計画の段階からセスをやりたいというふうな今回の改正に盛つた背景、そういうことについてお伺いをさせていただきます。

○田島副大臣 委員御指摘いただきました計画段階からの配慮書、S E Aの実施につきましては、やはり今日までさまざまな問題、また、実施計画段階から住民や知事等々の意見をしっかりと出していた、その中で、今後、事業が実施段階に及ぶに至る段階になつてもしっかりと前もってきちつとした検討をしていくことが何より重要だろうというふうな考え方から、この計画段階でのセスといったものを盛り込ませていただいたところでございます。

今し方からも申し上げてきたとおり、時代の流れ等々から、十年という長い見直しといひますか、現行法の流れの中でもこうした意見等々は中環審等でも随分出てきたところでもありすし、さまざま事例等々もあつた中で、諸外国の状況等も判断した上でこのような法案の中身にさせていただきます。御理解いた

だきたいと思ひます。

○吉泉委員 事業主とも少しお話をさせていたいたわけでございますけれども、例えば、一番の候補地がある。そのところを地権者との話し合いも進めていく。戦略的セスがなければそれで進んでいいわけでございますけれども、しかし、それだけではなくて、もう二カ所、三カ所を候補地として求めていかなきゃならない、または考えていかなきゃならない。そして、三カ所なりを提示して住民の意見を求める。こういうふうになつていったときに、それぞれの、重点の地域でなくて別の候補地についての地権者の思い、こういう部分もまた複雑な思いが出てくるのではないか。そういう中においては、非常なやりにくさ、さらには事業の進展が非常に難しくなる。こういった部分は、住民との整合性という部分、それに理解を求めるという面からいえば、非常に複雑な思いも含めながら、私は、若干問題が出てくるんじゃないかと。だからこそ、私は言ったんですけれども、そのところが形式的になりはしないか、こういうふうな思ひわけです。

ですから、そういった点を踏まえながら、私はすぐいいことだというふうに思うわけでございますけれども、そのところをもう一度、背景も含めながら、ここを盛つた経過について説明をお願い申し上げます。

○田島副大臣 委員も御指摘のとおり、これまでの戦略アセス、S E Aを踏まえずに実施されてきた事業は数多くございます。しかしながら、そういった事業を展開される中で、いわゆる工事の途中でストップしてしまつて、地域の住民、また地権者、そして事業者との間での対立構造等々が出てきている事例は、私が申し上げるまでもなく、委員も随分御承知のことだと思ひます。

私、今回、この法案をつくつていく段階で、多くの皆さんに御説明させていただくときに引用しているのが、急がば回れということわざでございます。

本当に急いで事業を展開していきたいというときには、ややもすると、そういったプロセス等々をおろそかにして、ないがしろにして、また、場合によってはひた隠しにして展開しようというような考え方が出てくる可能性も十分にございますが、しかしながら、事業を完了させるまでの長いプロセスの中で、しっかりとした前段階、いわゆる事業を実施段階の前の段階で、手続をしっかりと踏まえ、住民の意見を聞く、また知事の意見を聞く、大臣の意見もしっかりと聞いて、それを踏まえた上で計画を策定していく。そのことによって、長い目で見れば、事業を展開する期間や費用等々も最小限に抑えることが十分可能なのではないかというように、急がば回れという意味で、時間や負担がかかる点はあるかと思いますが、それでも、決してそれが無駄にはならない、事業者にとってもマイナスにはならないというように、御説明をさせていただいているところでございます。

それだけに、負担が多くなるというような認識を持たれる事業者さん等々もいらっしゃるかもしれませんが、しかしながら、長い目で見ていただけたならば決してこれが無駄にはならない、そういった丁寧な対応をしていくことによって事業をさまざまなセクターの皆さんが見守っていただけたというふうな考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○吉泉委員 わかりますけれども、うーんというふうにも思うんです。

確かに、これからこの法の施行になるわけですから、そういう中で、それぞれの事業主なり、そういうところうまく説明もしながら開発行為等を含めて進めていただければというふうな思っておりますし、当然、この点については県の環境の条例等についても反映するものだというふうな思っておりますので、その辺の県との関係なんかも含めてお願いを申し上げたい、というふうな思っています。

それで、今、環境大臣の意見、これが、今回の改正から、一つの事業に対して三回これを付さな

きゃならない、こういうふうになるわけでございます。大臣の意見について、大変重みのあるものだというふうな思っております。

各県の条例の段階では、第三者から成る評価委員会などを設けながら、それぞれ学識経験者も付して、意見、討論、さらには、どうなのかという議論をしながら意見を付している、こういうところが多い現状でございますけれども、今回、三回も求めているという中において、学識経験者なり、専門的なそういう立場からの委員会がやはり必要なのではないか、こういうふうには思っております。

このことが今回の法案から抜けているということについては、なぜそうなのか、委員会を設けなくともそういう意味で学識経験者なり専門的な立場からの意見が大臣として求められる、何かしらそういうお伺いさせていただきま。

○田島副大臣 お答えを申し上げます。

これまでも、環境大臣の意見を形成していく段階にあつては、外部有識者等々の意見、知見等々を得ながら適切な調査、検討というものをやってきたと承知をしております。

事実、今回、透明性を高めていくことでありますとか、また、社会的にもしっかりと理解を高めていただくというような観点から、中環審の答申の中にも、有識者の意見をよりの確に踏まえる具体的な方法について検討することが必要だということにされておまして、まずは、環境省の中で助言を求めるための専門家を登録し、そして必要に応じて助言を求めていく仕組みを構築し、対応していき、委員が御懸念いただいている部分に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

○吉泉委員 すると、きちつとした委員会は設けないで、その都度ケース・バイ・ケースで求めるというのとらえ方なんですか。

○田島副大臣 実は、その形式につきましてもまだ検討している段階でございます。委員が御指摘いただきました第三者機関として、審議会という

ものをつくった方がいいのか、また、今こうした審議会等々についてさまざまな視点からの御懸念の声等々も上がっておりますので、その都度その都度という形、必要に応じて仕組みをつくっていく方がいいのかも含めて今後の検討課題としていくところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○吉泉委員 十三という業種ですから、委員会というものを設けるについても、それぞれ学識経験者、有識者、そういった面から非常に幅広い。そういう中で、一つの委員会ということでそれを形成するというところについては非常に難しいものがあるんだろうというふうには私も思っています。だからこそ、この間、一つ一つの事例によって専門家からの意見を聞いてきた、こういうふうにも理解はします。

しかし、今、それぞれの県段階でもやはり同じことが言えるわけでございますけれども、そのところについては、県としては、評価委員会なりを形成してそれぞれ意見を付している、こういう状況でございますので、その点については今後いろいろな角度から検討させていただいて、よりよい法律、さらには、私たち、環境そのものについて全体的にきちつと守っていくような、そういった法案になりますこと、私たちともに努力することを誓いまして、質問時間が終了いたしますので、終わらせていただきます。

○梅床委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

環境影響評価法の一部を改正する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律（環境影響評価法の一部改正）

第一条 環境影響評価法平成九年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を、「同項第二号の負担金及び同項第四

号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものに改める。

第六条 第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を加える。

第七条 中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六條第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するとき、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第六條第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。
第十条第一項中「ときは」の下に、「第四項に規定する場合を除き」を加え、同条に次の三項を加える。

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第十一条第一項中「前条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じ、技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

第十二条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十四条第一項第三号中「意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加える。

第十五条中「第十条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、「及び第十七条」を削る。

第十六条中「関係地域内において、準備書及

び要約書を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一週間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。

第二十條第一項中「ときは」の下に、「第四項に規定する場合を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第二十條に次の四項を加える。

3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

第二十一条第一項中「前条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

第二十二條第二項第一号中「次号及び第二十六條第一項において「内閣総理大臣等」という。」を削り、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改める。

第二十三條中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（環境大臣の助言）
第二十三條の二 第二十二條第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの（以下この条において「地方公共団体等」という。）であるときは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べる必要があると認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるように努めなければならない。

第二十四條中「前条」を「第二十三條」に改める。

第二十六條第一項第一号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会」の長である「国務大臣」に改め、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条第二項中「前条第二項又は第二項」を「同条第二項又は第二項」に改め、同条第三項中「次条並びに第四十一条第二項及び第三項」に、「要約書」「評価書等」に改め、「及び第二十四條の書面」を削る。

第二十七條中「関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四條の書面を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一週間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第四十條第二項中「対象事業」とあるのは「第四十條第一項」を「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十條第一項」に、「と」という。」に係る環境影響評価を「に」に改め、「同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「都市計画決定権者」と、「定める者」を「『定める者』を『定める者』に」に改め、「『定める者』を『定める者』に」に改め、「『事業』を削り、『前条の』を『第二十三條の』に改め、『の事業者』との下に、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」とを加える。

第四十一條第二項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四條の書面」を「評価書等」に改め、同条第三項中「同条に規定する評価書、要約書及び第二十四條の書面」及び「評価書、要約書及び同条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十六條第一項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第四十八條第二項中「前条第一項」の下に、「第四項又は第五項」を加え、「第四十八條第一項の対象港湾計画」を「同項の対象港湾計画に改め、」と、同条第二項の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「対象事業」を「同条第四項中「対象事業」に、「環境影響評価」とあるのは

「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イ」を「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イ」に改め、「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、「同項第七号」を「同項第七号イ」に改め、「の内容」と、「の下に」同号「二」を加え、「の総合的な評価を削り、及び第十条第一項の下に、第四項又は第五項を加え、」第十七条第一項から第四項までを「第十七条に、及び第二十条第一項を、第二十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十条第一項に改め、」述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、同条第二項中「第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の場合において、と、」について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において

準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配慮するものとする」と、第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、を削り、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価」とあるのは「環境影響評価」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、と、「環境影響評価書」に、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。第四十九条中「説明会」を「方法書説明会」若しくは準備書説明会に改める。第五十三条第一項第一号中「ための手続」の下に「及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続」を、「第七条の下に「及び第七条の二」を加え、同項第三号中「第十条第一項の下に」又は第四項を加え、同項第四号中「又は第四項後段」を削り、同項第六号中「第二十条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第二条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

「第一節 第二種事業に係る判定(第四条)」

目次中「準備書の」を「方法書の」に、第二節 方法書の作成等(第五条―第十条) を

第三節 環境影響評価の実施等(第十一条―第十三条)」

「第一節 配慮書(第三条の二―第三条の十)」

第二節 第二種事業に係る判定(第四条)

第三章 方法書(第五条―第十条)

第四章 環境影響評価の実施等(第十一条―第十三条)

「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十九条」を「第三十八条の六」に、「第八章」を「第十章」に改める。

第二章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。

第二章中第四条の前に次の一節及び節名を加える。

に、「第三章」を「第五章」に、「第四章」を

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者

(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たつては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

2 前項の事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 第一項の主務省令(事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く)は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境大臣に協議して定めるものとする。

(配慮書の作成等)

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名

及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他環境省令で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

2 主務大臣(環境大臣を除く)は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

(環境大臣の意見)

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣(環境大臣を除く)に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることをできる。

(主務大臣の意見)

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることをできる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（基本的事項の公表）

第三条の八 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第三条の二第三項及び前条第二項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（第一種事業の廃止等）

第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第一項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第三条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者について行われたものとみなす。

（第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討）

第三条の十 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

第四条第一項中「国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはそ

の委託をしようとする者。以下同じ。）」を削る。

第五十二条第二項中「第七章」を「前章」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

第五十三条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第四号を第六号とし、同項第三号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たっては、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類

第三条の三第一項の配慮書

二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類

第三号の六の書面
第五十三条第四項中「第三号」を「第五号」に、「第八号」を「第十号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「同項第七号」を「同項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改める。
第五十四条第一項及び第三項中「第七章」を「前章」に改める。
第五十五条第一項中「について」の下に、「第

三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条まで」を、「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討」を加える。

第八章を第十章とする。

第七章第一節第三十九条の前に次の見出し及び一条を加える。

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるも

準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「対象事業が」を「第二種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第四十四条第三項において同じ。）がに」、「当該対象事業」を「当該第二種事業に」、「又は対象事業」を「又は第二種事業に係る対象事業」を「係る第二種事業」に、「次条」を「第四十一条」に、「対象事業等」を「第二種事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「

第三十八条の六第一項又は前項に、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業に係る」を「事業者に」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業に係る」に、「第四十条第一項の対象事業等」を「第三十八条の六第一項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は第四十条第一項の第二種事業等」に、「対象事業」を「第一種事業又は第二種事業」に、「を」を「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」を「と」、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」を「と」、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」に、「氏名」を「事業者の氏名」に、「名称」を「都市計画決定権者の名称」に、「同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業を「同項第六号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第七号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「都市計画対象事業に係る環境

影響評価の」に改め、「関係市町村長及び」の下に「第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等）

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）」とあるのは「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

第四十一条 第一項から第三項までの規定中「前条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第四十四条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、「第三章及び第四章」を「第五章及び第六章」に改め、「ものとし、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業者及び」の下に「配慮書」を、「ついでには、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加え、同項を同条第五項と

し、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「事業者が第五条」を「第二種事業に係る事業者が第五条」に、「対象事業等」を「第二種事業等」に、「当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）」に、「第二種事業である場合にあつては事業者（当該事業者が当該事業者から受けた者（当該事業者が第三項の四第一項の規定により配慮書を送付している場合に限る。））」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第一種事業を実施しようとする者が第三項の四第一項の規定による公表を行つてから第七項の規定による公告を行つての間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び第三項の六の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三項の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十五条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項」に、「第四十四条第五項」を「第四十四条第七項」に改める。

第四十六条第一項中「第三十九条」を「第三十八条の六」に改める。

第四十八条第二項中「第二章第三節から第五章まで」を「第四章から第七章まで」に、「第二章第三節の節名」を「第四章の章名」に、「第五章第一項第四号」を「第五章第一項第七号」に、「から第三号まで」を「から第六号まで」に、「第五章の」を「第七章の」に改める。

第七章を第九章とする。

第六章中第三十八条の次に次の四条を加える。

（環境保全措置等の報告等）
第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行つた事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、第二項第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロに掲げる措置（回復すること）が困難であるためその保全が必要であると認められる環境に係るものであつて、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限り、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣・主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。
3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理

大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。
（報告書の送付及び公表）
第三十八条の三 前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定により第二十一條第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により同条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が報告書の送付を受けた場合について準用する。
（環境大臣の意見）
第三十八条の四 環境大臣は、前条第二項において準用する第二十二條第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができ、この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。
（免許等を行う者等の意見）
第三十八条の五 第二十二條第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができ、この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第六章を第八章とし、第五章を第七章とし、第四章を第六章とする。
第十四条第一項第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同項に次の一号を加える。
九 その他環境省令で定める事項
第三章を第五章とする。

第一類第十一号 環境委員会議録第十三号 平成二十二年五月二十五日

第四条の次に次の章名を付する。

第三章 方法書

第五条第一項中「事業者は」の下に、「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し」を、「事項」の下に「（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第三条の六の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

八 その他環境省令で定める事項

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 環境影響評価の実施等

第十一条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第二章中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の八に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八條の次に四條を加える改正規定（同法第三十八條の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定（電気事業法昭和三十一年法律第七十号）の目次の改正規定、同法第四十六條の四及び第四十六條の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六條の二十三と

し、第四十六條の二十一を第四十六條の二十二とし、第四十六條の二十の次に一條を加える改正規定を除く。公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二章中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八條の次に四條を加える改正規定（同法第三十八條の二第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の環境影響評価法（以下「新法」という。）第七條、第十六條又は第二十七條の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価法第五条第一項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同法第十四條第一項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同法第二十一条第二項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）について適用する。

第三条 新法第七條の二（新法第十七條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第四条 新法第十條第四項から第六項まで及び第二十二條第四項から第六項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第五条 第二条の規定による改正後の環境影響評価法（以下「新法」という。）第二条による改正後の法（以下「旧法」という。）第三条の二から第三条の七までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に方

法書を公告した事業については、適用しない。

第六条 この法律の施行の際、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六條に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（次項において「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限り。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

第一号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書

第二号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第五十三條第一項第二号に掲げる書類 第二条の規定による改正後の法第三条の六の書面

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四條第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市計画に係る第一種事業について当該都市計画を定める第二條による改正後の法第三十八條の六第一項の都市計画決定権者以下「都市計画決定権者」という。）が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

のとする。

第七条 第二条による改正後の法第三十八條の二及び第三十八條の三（第二条による改正後の法第四十條の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び都市計画決定権者について適用する。

第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この法律の施行前において、第二条による改正後の法第三条の二から第三条の九までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階環境配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、第二条による改正後の法の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八條の六第一項の規定により同条第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階環境配慮事項についての検討その他の手続を第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「第二条による改正後の法」とあるのは、「第二条による改正後の法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と、「による第二条による改正後の法」とあるのは、「による同項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に關する事項は、政令で定める。

〔検討〕

第十条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電気事業法の一部改正）

第十一条 電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二十二」を「第四十六条の二十三」に改める。

第四十六条の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六条の五中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第四十六条の七の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改め、同条に次の一項を加える。

3 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長は、同項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第六項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。

第四十六条の八第一項中「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の九中「第十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十三の見出し中「関係都道府県知事」を「関係都道府県知事等」に改め、同条中

「関係都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の関係都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改める。

第四十六条の十四第一項中「関係都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第四項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の十五第一項中「第二十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十九中「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十六条の二十二中「及び第三十三条から第三十七条まで」を「第三十三条から第三十七条まで、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の五」に改め、第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に次の一条を加える。

（報告書の公表）

第四十六条の二十一 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条の三第一項の適用については、同項中「第二十二條第一項の規定により第二十一条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これ」とあるのは、「これ」とする。

理由

環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等所要の

措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年五月三十一日印刷

平成二十二年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A